

■福岡県備蓄基本計画修正素案 新旧対照表

旧	新	改正理由等
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>大規模災害時に被災者の安全・安心を確保するためには、県、市町村、自主防災組織、事業所（団体、学校、病院等を含む）、県民等の各主体の連携・協力が重要である。</p> <p>この計画は、福岡県地域防災計画に基づき、被災者の避難生活に必要な物資に関し、本県内で見込まれる最大規模の災害にも対応できる備蓄体制を構築するため、過去の災害を踏まえ、備蓄に関する各主体の役割や、県・市町村が実施すべき施策の基本的な方向性を示すことを目的とする。</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 自助・共助・公助の基本的な役割</p> <p>平素から県民、自主防災組織、事業所等が災害時に必要な物資を備蓄しておくことを基本とし、公助による備蓄及び調達は、自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。</p> <p>市町村及び県は、県民等による備蓄意識の向上に向け、多様な手段を用いて普及啓発を推進する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>大規模災害時に被災者の安全・安心を確保するためには、県、市町村、自主防災組織、事業所（団体、学校、病院等を含む）、県民等の各主体の連携・協力が重要である。</p> <p>この計画は、福岡県地域防災計画に基づき、被災者の避難生活に必要な物資に関し、本県内で見込まれる最大規模の災害にも対応できる備蓄体制を構築するため、<u>令和6年能登半島地震等</u>の過去の災害を踏まえ、備蓄に関する各主体の役割や、県・市町村が実施すべき施策の基本的な方向性を示すことを目的とする。</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 自助・共助・公助の基本的な役割</p> <p><u>災害時には、市町村、県は、被災者の救助や支援に取り組むが、大規模災害時には、市町村、県による「公助」の支援が全ての県民に行き渡るまでに時間がかかるため、災害から自分自身や大切な人の命を守るためには、「自助」や地域の「共助」の力で対応することが求められる。</u></p> <p><u>県民一人ひとりが災害のリスクを正しく認識し、地域が一体となって防災力の向上を図っていく必要がある。</u></p> <p>平素から県民、自主防災組織、事業所等が災害時に必要な物資を備蓄しておくことを基本とし、公助による備蓄及び調達は、自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。</p> <p>市町村及び県は、県民等による備蓄意識の向上に向け、多様な手段を用いて普及啓発を推進する。</p>	<p>近年発生した災害を記載</p> <p>「自助」及び「共助」の重要性を周知するため記載</p>

■福岡県備蓄基本計画修正素案 新旧対照表

旧	新	改正理由等
<p>第2章 自助・共助による備蓄 (略)</p> <p>第1節 県民 第1 基本的な考え方</p> <p>発災直後は、流通機能が麻痺し物資を購入できない可能性が高く、また、市町村等からの物資もすぐには届かないことも想定される。 このため、県民は、断水、停電、ガス停止の影響も考慮し、日常の食料を多めに購入し、消費の都度買い足すことにより常に一定量の食材を保有する方法を含め、飲料水と食料など避難生活に必要な物資の最低3日間、できれば1週間分の備蓄に努める。この場合において、飲料水、食料といった賞味期限がある物資を備蓄するときは、期限に留意し、定期的に更新することとする。</p> <p>第2 品目及び数量の目安 県民が備蓄すべき物資の目安は、以下の品目を最低3日間、できれば1週間分とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水（1人1日分3リットル） ・ 食料 ・ 生活物資（救急セット、医薬品、マスク、消毒液、体温計、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品等） ・ 高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）が必要とする物資 <p>第3～第4 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 事業所 第1～第2 (略)</p> <p>第3 品目及び数量の目安 事業所において備蓄すべき物資の目安は、以下の品目を3日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水（1人1日分3リットル） ・ 食料 ・ 生活物資（毛布、衣類、マスク、消毒液、体温計、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品、口腔衛生用品等） ・ 要配慮者が必要とする物資 <p>第4～第5 (略)</p>	<p>第2章 自助・共助による備蓄 (略)</p> <p>第1節 県民 第1 基本的な考え方 <u>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</u> 発災直後は、流通機能が麻痺し物資を購入できない可能性が高く、また、市町村等からの物資もすぐには届かないことも想定される。 このため、県民は、断水、停電、ガス停止の影響も考慮し、日常の食料を多めに購入し、消費の都度買い足すことにより常に一定量の食材を保有する方法を含め、飲料水、<u>食料、生活必需品</u>など避難生活に必要な物資の最低3日間、できれば1週間分の備蓄に努める。この場合において、飲料水、食料といった賞味期限がある物資を備蓄するときは、期限に留意し、定期的に更新することとする。</p> <p>第2 品目及び数量の目安 県民が備蓄すべき物資の目安は、以下の品目を最低3日間、できれば1週間分とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水（1人1日分3リットル） ・ 食料 ・ 生活物資（救急セット、医薬品、マスク、消毒液、体温計、<u>携帯トイレ</u>、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品等） ・ 高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）が必要とする物資 <p>第3～第4 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 事業所 第1～第2 (略)</p> <p>第3 品目及び数量の目安 事業所において備蓄すべき物資の目安は、以下の品目を3日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水（1人1日分3リットル） ・ 食料 ・ 生活物資（毛布、衣類、マスク、消毒液、体温計、<u>携帯トイレ</u>、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品、口腔衛生用品等） ・ 要配慮者が必要とする物資 <p>第4～第5 (略)</p>	<p>「自助」の重要性を周知するため記載</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県備蓄基本計画修正素案 新旧対照表

旧	新	改正理由等
<p>第3章 公助による備蓄・調達 (略)</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3 品目 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品、感染症対策用物資、避難所運営に必要な資機材、その他各市町村の特性に応じて必要と判断される物資とする。具体的な品目の選定に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いを踏まえる。</p> <p>食料については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいものやアレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これらを必要としないものとするよう努める。</p> <p>飲料水については、原則として応急給水(※1)により確保するが、応急給水の補完として、ペットボトルや浄水装置(指定避難所にあるプールなどの水をろ過・殺菌処理する装置)等の備蓄、飲料水メーカーとの物資供給協定による調達、災害対応型自動販売機(※2)による確保等に努める。</p> <p>避難所運営資機材については、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境を確保するため、仮設トイレ、発電機、投光器、発電機用の燃料及び燃料保管容器、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーテーション、土のう袋など、必要と判断される物資を備蓄するよう努める。</p> <p>発電機等については、<u>カセットガス式など</u>備蓄が容易な燃料で稼働するものを確保するよう努める。</p> <p>第4 必要量及び目標量 各市町村で想定される災害や地形等の特性、県から示される被害想定を踏まえ、当該市町村で想定される最大の避難者数をもとに必要量を見積もる。算定に当たっては、指定避難所への避難者のほか、在宅の避難者も考慮する。 (参考)『地震に関する防災アセスメント調査報告書』(平成24年3月、福岡県)『福岡県津波浸水想定』(平成28年2月、福岡県) 住民の持参物資や協定事業者等からの調達を含め、発災から3日間に必要な量を備蓄するよう努める。 発災直後の混乱を考慮すると、発災当日は備蓄物資による対応が必要と考えられることから、1日分以上を現物で備蓄するよう努めることとする。</p> <p>第5～第6 (略)</p>	<p>第3章 公助による備蓄・調達 (略)</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3 品目 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品、感染症対策用物資、避難所運営に必要な資機材、その他各市町村の特性に応じて必要と判断される物資とする。具体的な品目の選定に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いを踏まえる<u>必要があることから、要配慮者等を所管する関係部署と連携して、物資の備蓄に努める。</u></p> <p>食料については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいものやアレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これらを必要としないものとするよう努める。</p> <p>飲料水については、原則として応急給水(※1)により確保するが、応急給水の補完として、ペットボトルや浄水装置(指定避難所にあるプールなどの水をろ過・殺菌処理する装置)等の備蓄、飲料水メーカーとの物資供給協定による調達、災害対応型自動販売機(※2)による確保等に努める。</p> <p>避難所運営資機材については、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境を確保するため、仮設トイレ、<u>トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、段ボールベッド等の簡易ベッド、キッチン資機材、シャワー設備、</u>発電機、投光器、発電機用の燃料及び燃料保管容器、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーテーション、土のう袋など、必要と判断される物資を備蓄するよう努める。</p> <p>発電機等については、備蓄が容易な燃料で稼働するものを確保するよう努める。</p> <p>第4 必要量及び目標量 各市町村で想定される災害や地形等の特性、県から示される被害想定を踏まえ、当該市町村で想定される最大の避難者数をもとに必要量を見積もる。算定に当たっては、指定避難所への避難者のほか、在宅の避難者<u>や車中泊避難者</u>も考慮する。 (参考)『地震に関する防災アセスメント調査報告書』(令和7年10月、福岡県)『福岡県津波浸水想定』(平成28年2月、福岡県) 住民の持参物資や協定事業者等からの調達を含め、発災から3日間に必要な量を備蓄するよう努める。 発災直後の混乱を考慮すると、発災当日は備蓄物資による対応が必要と考えられることから、1日分以上を現物で備蓄するよう努めることとする。</p> <p>第5～第6 (略)</p>	<p>関係機関との連携を明文化</p> <p>備蓄物資の拡充</p> <p>記載の適正化</p> <p>避難所以外へ避難する方への対応を明文化</p>
<p>第2節 県</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 品目 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品、感染症対策用物資、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。 具体的な品目の選定に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いを踏まえるとともに、通信網の寸断等により被災地の需要把握が困難な場合に要請を待たずに物資を供給することも想定し、汎用性の高い物とする等の配慮を行う。</p> <p>食料については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいもの、アレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これらを必要としないものとするよう努める。</p> <p>飲料水については、被災市町村からの要請に応じて、隣接水道事業者や他地方自治体への応援給水の要請を行う。</p> <p>避難所運営資機材については、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境を確保するため、仮設トイレ、発電機、投光器や、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーテーションなどを<u>計画的に整備する。</u></p>	<p>第2節 県</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 品目 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品、感染症対策用物資、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。 具体的な品目の選定に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いを踏まえる<u>必要があることから、要配慮者等を所管する関係部署と連携して、物資の備蓄に努める</u>とともに、通信網の寸断等により被災地の需要把握が困難な場合に要請を待たずに物資を供給することも想定し、汎用性の高い物とする等の配慮を行う。</p> <p>食料については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいもの、アレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これらを必要としないものとするよう努める。</p> <p>飲料水については、被災市町村からの要請に応じて、隣接水道事業者や他地方自治体への応援給水の要請を行う。</p> <p>避難所運営資機材については、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境を確保するため、仮設トイレ、<u>トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、段ボールベッド等の簡易ベッド、キッチン資機材、シャワー設備、</u>発電機、投光器や、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーテーションなど<u>必要と判断される物資を備蓄</u></p>	<p>関係機関との連携を明文化</p> <p>備蓄物資の拡充</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県備蓄基本計画修正素案 新旧対照表

旧	新	改正理由等															
<p>発電機等については、<u>カセットガス式など</u>備蓄が容易な燃料で稼働するものを確保するよう努める。</p> <p>第4 必要量及び目標量 必要量は県内で想定される最大の避難者数をもとに見積もる。</p> <p>(参考) 『地震に関する防災アセスメント調査報告書』(平成24年3月、福岡県) 最大想定避難者数 <u>46,566人</u>(<u>警固断層南東部中央下部震源</u>の地震) 食料等の物資は想定される最大避難者数の1日分の<u>3分の1</u>を、避難所運営資機材は最大規模の災害発生時に必要と想定される量の3分の1を、<u>現物で</u>備蓄する。<u>ただし</u>、衣料品や生活用品等で、保管に広い場所が必要など備蓄に適さない物資、大量に必要で全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保可能数も含め目標量を備蓄する。</p> <p>第5 (略)</p> <p><u>第6</u> 災害対応職員用の備蓄 災害対応を行う職員を対象とした3日分以上の飲料水、食料、生活物資の備蓄に努める。</p> <p><u>第7</u> その他 (略)</p> <p>(参考1) 自助・共助・公助による備蓄目標量</p> <table border="1" data-bbox="210 1073 1279 1734"> <thead> <tr> <th></th> <th>現物備蓄</th> <th>調達(流通備蓄) 他県等からの支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民等</td> <td>3日分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1日分以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1/3日分 ※衣料品や生活用品等で、保管に広い場所が必要など備蓄に適さない物資、大量に必要で全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物については、調達による確保可能数も含め1/3日分を備蓄</td> <td>1日分</td> </tr> <tr> <td>他県等からの支援</td> <td></td> <td>1日分</td> </tr> </tbody> </table>		現物備蓄	調達(流通備蓄) 他県等からの支援	県民等	3日分		市町村	1日分以上		県	1/3日分 ※衣料品や生活用品等で、保管に広い場所が必要など備蓄に適さない物資、大量に必要で全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物については、調達による確保可能数も含め1/3日分を備蓄	1日分	他県等からの支援		1日分	<p><u>するよう努める。</u> 発電機等については、備蓄が容易な燃料で稼働するものを確保するよう努める。</p> <p>第4 必要量及び目標量 必要量は県内で想定される最大の避難者数をもとに見積もる。<u>算定に当たっては、指定避難所への避難者のほか、在宅の避難者や車中泊避難者も考慮する。</u></p> <p>(参考) 『地震に関する防災アセスメント調査報告書』(令和7年10月、福岡県) 最大想定避難者数 <u>343,000人</u>(<u>宇美断層震源</u>の地震) 食料等の物資は想定される最大避難者数の1日分を、避難所運営資機材は最大規模の災害発生時に必要と想定される量の3分の1を備蓄する。衣料品や生活用品等で、保管に広い場所が必要など備蓄に適さない物資、大量に必要で全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保可能数も含め目標量を備蓄する。</p> <p>第5 (略)</p> <p><u>第6 更新計画</u> <u>食料等賞味・使用期限の定めがある物資については、期限到来により廃棄されることがないように、期限到来前に県及び市町村が実施する事業・イベント等で活用するなど、有効活用に努める。</u> <u>使用期限の定めのない物資については、約10年を目途に保存状態を確認し、その状況により更新の可否を検討する。</u></p> <p><u>第7</u> 災害対応職員用の備蓄 災害対応を行う職員を対象とした3日分以上の飲料水、食料、生活物資の備蓄に努める。</p> <p><u>第8</u> その他 (略)</p> <p>(参考1) 自助・共助・公助による備蓄目標量</p> <p><u>①県民・自主防災組織・事業所</u> <u>3日分以上</u> <u>※県民は推奨1週間分</u></p> <p><u>②市町村</u> <u>3日分</u> <u>※住民の持参物資や協定事業者等からの調達を含む。</u> <u>※1日分以上は、現物備蓄に努める。</u></p> <p><u>③県</u> <u>1日分</u> <u>※協定事業者からの調達を含む。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>避難所以外へ避難する方への対応を明文化</p> <p>県の備蓄量を変更 流通備蓄の活用</p> <p>物資の更新について明文化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
	現物備蓄	調達(流通備蓄) 他県等からの支援															
県民等	3日分																
市町村	1日分以上																
県	1/3日分 ※衣料品や生活用品等で、保管に広い場所が必要など備蓄に適さない物資、大量に必要で全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物については、調達による確保可能数も含め1/3日分を備蓄	1日分															
他県等からの支援		1日分															

福岡県備蓄基本計画修正素案 新旧対照表

旧	新	改正理由等
<p>(参考2) 県の備蓄拠点配置図</p>  <p>(参考3) (略)</p>	<p>(参考2) <u>県が目標を定める物資</u> <u>県は、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な次の物資を対象として備蓄の目標を定め、優先して計画的に備蓄に努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料 ・乳児用液体ミルク又は粉ミルク ・毛布 ・乳児、小児用おむつ ・大人用おむつ ・携帯トイレ ・トイレットペーパー ・生理用品 ・哺乳瓶 <p>(参考3) 県の備蓄拠点配置図</p>  <p>(参考4) (略)</p>	<p>県の備蓄物資を明文化</p> <p>千代合同庁舎を追加</p> <p>記載の適正化</p>